

林野火災注意報及び林野火災警報について

当市では、令和 8 年 1 月 1 日から、林野火災が発生しやすい気象状況となった場合に、「林野火災注意報」を発令します。

注意報が発令された際は、指定区域内において、たき火や野焼きなどの火の使用を控えるよう努めてください。

また、林野火災が発生するおそれが特に高い危険な状況となった場合には、「林野火災警報」を発令します。警報が発令された際は、指定区域内において、火の使用が制限されます。

市民の皆さま一人ひとりのご理解とご協力が、林野火災の防止につながります。ご協力をよろしくお願いします。

林野火災注意報の発令基準

発令基準は、1 月から 5 月の期間において、以下の ①又は、②のいずれかの条件に該当する場合。

- ① 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下
- ② 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表

林野火災警報の発令基準

発令基準は、1 月から 5 月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報又は暴風警報が発表された場合。

林野火災注意報、警報発令中の規制

林野火災注意報・警報が発令された場合、宜野湾市火災予防条例第 29 条の規定により、以下のとおり「火の使用を控える」又は「火の使用の制限」が掛かります。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 煙火を消費しないこと（煙火＝花火の正式名称）。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報、警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合

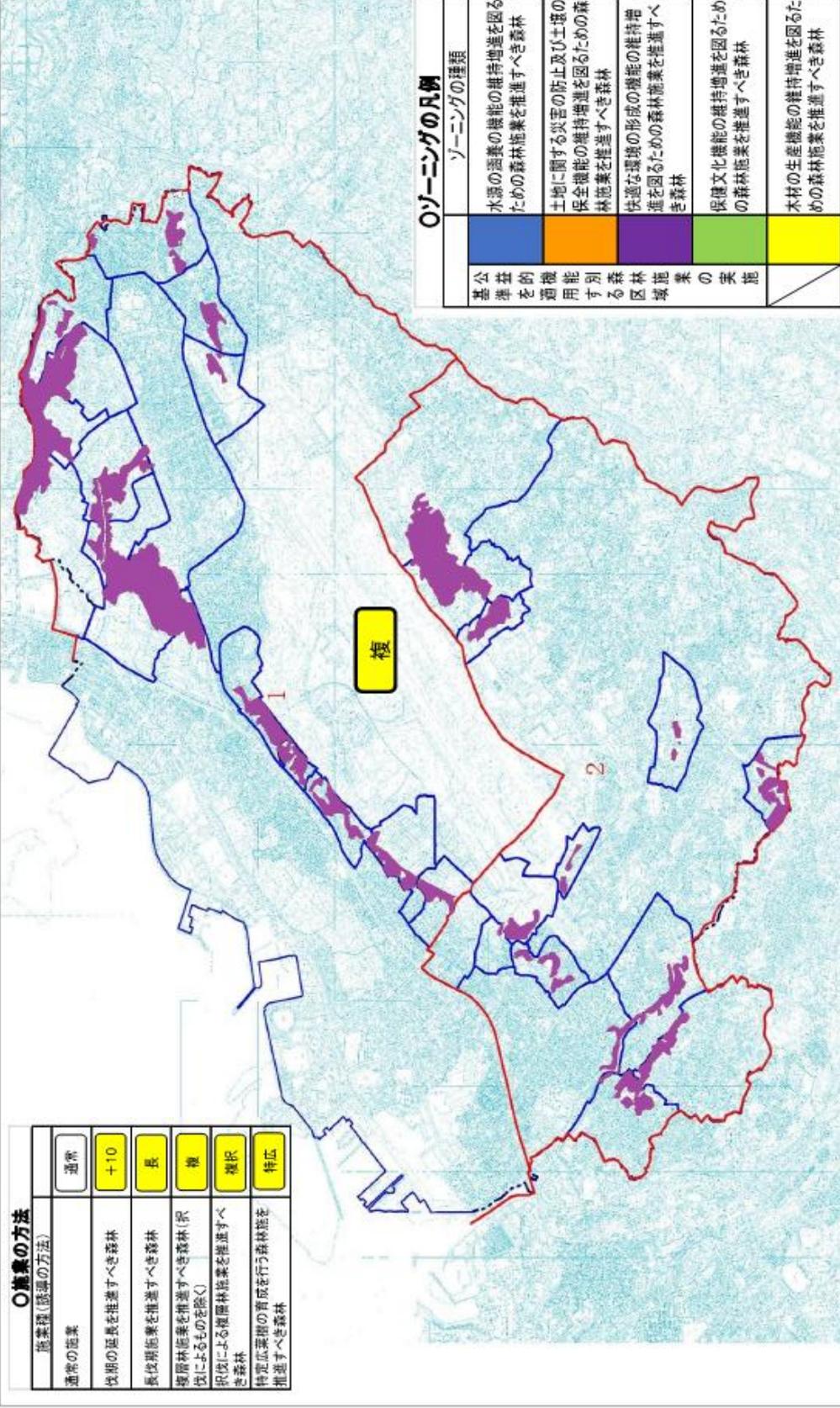
林野火災注意報は警報発令の前段階として努力義務を課すもので罰則は伴いません。一方で、林野火災警報は火の使用の制限をするもので、消防法第 3 条の規定により命令に従わ

なかった者に対して、30 万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。(消防法第 44 条)

火の使用の制限対象となる区域	
野嵩二丁目の一部	嘉数一丁目の一部
野嵩三丁目の一部	嘉数四丁目の一部
野嵩四丁目の一部	我如古一丁目の一部
字喜友名の一部	我如古二丁目の一部
伊佐一丁目の一部	我如古三丁目の一部
大山一丁目の一部	我如古四丁目の一部
大山二丁目の一部	赤道一丁目の一部
大謝名二丁目の一部	赤道二丁目の一部
大謝名三丁目の一部	真栄原一丁目の一部
大謝名四丁目の一部	真栄原二丁目の一部
愛知一丁目の一部	

宜野湾市森林整備計画概要図

1 : 30000



○施業の方法	
施業種(施業の方法)	通常
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広

○ゾーニングの凡例

ゾーニングの種類	
基 準 的 功 能 を 用 意 す る 区 域 の 実 施	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林